下妻市立豊加美小学校　いじめ防止等基本方針

令和７年４月１日
下妻市立豊加美小学校

１　目　的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

２　いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

３　いじめ防止等の基本理念

(1)　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(2)　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響及びその他の問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。

(3)　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

４　いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等（いじめ防止のための取り組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、その他校長が必要と感じる事項）に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、その他（校長が必要と認める者）で構成した、いじめ防止等対策委員会を組織する。

本委員会は、月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

５　基本的な取組

(1)　道徳教育等の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

①　児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
②　道徳教育ヒント集、自作教材の活用
③　道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
④　道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
⑤　具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成及び改善
⑥　無言清掃、ボランティア活動の推進
⑦　児童主体の学校行事の展開
⑧　「朝のあいさつ運動」の充実

(2)　未然防止のための措置

【未然防止の方針】

①　いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所となる学級、学校）に努める。

②　授業や行事の中で、どの児童も活躍できる場をつくる。

・いじめをなくそう集会　　・いじめ撲滅宣言　・いじめ防止標語　・人権集会

・人権標語、作文の実施

③　日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てる。

【未然防止のために】

ア　質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等から現状を把握し、課題を見つける。 イ　課題をどう変えたいか、という目標を設定する。 ウ　目標を達成するための具体的な計画を作成する。 エ　実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。 オ　一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。 カ　検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。

(3)　早期発見のための措置

①　定期的なアンケート調査による、積極的ないじめの認知（毎月実施　各学級）

②　いじめチェックリストの活用（月１回実施　全職員で情報の共有化を図る。）

③　いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期１回）・生徒指導部委員会（各週）

④　各学年の様子の報告（週１回実施）

(4)　相談体制の整備

①　定期相談〔家庭確認（４月）教育相談（７月、１２月)〕

②　保護者との連携

・定期の保護者との二者面談（７月）

・児童の異常に気付いたら連絡をもらえる関係づくり

・学校の相談窓口を通信等で知らせる

③　臨時の相談

(5)　関係機関との連携

市教育委員会　　市役所子育て支援課　　市青少年センター（スクールサポートセンター）　　民生・児童委員　　筑西児童相談所　　下妻警察署生活安全課

連携事案　（不登校・児童虐待、家庭での課題等早期に発見、相談を心がける）

※学校で対応が難しい事例は教育委員会・警察・児童相談所に相談

(6)　教職員の資質向上（職員研修）

①　いじめ関係の生徒指導リーフによる研修

②　定期的な個別児童の情報交換会の実施

③　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の研修

6　いじめ事案への対応

(1)　いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
(2)　いじめ防止等対策委員会を開催する。
(3)　加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
(4)　加害児童への再発防止指導を実施する。
(5)　いじめが解消した後も、いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する継続的な情報提供と支援に努める。
(6)　再発防止のための見守り体制を充実させる。

7　重大事態への対処

・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。

(1)　重大事態対策委員会を設置する。
(2)　事実関係を明確にするための調査（質問票、聞き取り調査）をする。
(3)　市教育委員会へ報告する。
　①　いじめが犯罪行為として、取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署と連携する。
　②　いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に相談し、適切な協力を求める。
(4)　いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供をする。
(5)　懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
(6)　被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
(7)　いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

8　相談機関リスト

・下妻市教育委員会指導課生徒指導	0296-30-1919
・下妻市子育て支援課	0296-45-8120
・下妻市青少年センター（ｽｸｰﾙｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ）	0296-43-2121
・筑西児童相談所	0296-24-1614
・下妻警察署生活安全課	0296-43-0110
・茨城県教育研修センター（子ども教育相談）	0296-71-3870
・県西地区いじめ・体罰解消サポートセンター	0296-22-7830